

(仮称)生涯学習センター整備等事業

募集要項

平成14年9月

杉 戸 町

【 目 次 】

1	募集要項の概要	1
2	募集要項の目的	1
3	対象事業の概要	2
	(1) 事業名	2
	(2) 対象となる公共施設の種類	2
	(3) 公共施設等の管理者等	2
	(4) 事業目的	2
	(5) 事業内容	2
	(6) 事業に必要とされる関連法令等	2
	(7) 事業の範囲	3
	(8) 事業スケジュール	3
	(9) 事業方式	4
4	事業者の募集及び選定等	5
	(1) 募集及び選定スケジュール	5
	(2) 説明会の開催	5
	(3) 応募手続き	5
	(4) 事務局（応募に係る連絡先）と協力者	7
	(5) 参加資格要件	7
5	提案の審査	10
	(1) 選定委員会の設置	10
	(2) 審査・選定手順	10
6	提示条件	12
	(1) 事業フレーム	12
	(2) 費用の支払条件等	12
	(3) 債権の取扱い	13
	(4) 設計・建設	13
	(5) 運営維持管理	15
	(6) 業務の委託等	15
	(7) 土地の使用等	16
	(8) S P C の事業契約上の地位	16
	(9) S P C の設立	16
	(10) 町とS P C の責任分担	17
	(11) 契約保証金	17
	(12) 日本政策投資銀行の融資等の取扱い	17

(13) 誠実な業務遂行義務.....	17
(14) グループ構成企業の役割.....	17
7 提出書類・作成要領.....	18
(1) 提出書類	18
(2) 提案時提出書類の作成要領.....	19
8 契約に関する事項.....	21
(1) 契約の枠組み.....	21
(2) 契約手続き	21
9 公表資料一覧	22
(1) 募集要項	22
(2) 別添資料	22
(3) 参考資料	22

1 募集要項の概要

杉戸町（以下「町」という。）は、（仮称）生涯学習センター整備等事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成14年7月31日に公表した「（仮称）生涯学習センター整備等事業の実施方針」（以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問及び意見を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、平成14年9月12日、本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、町が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより選定するにあたり配布するものである。

本募集要項に添付する要求水準書、事業者選定基準書、様式集及び契約条件規定書は、本募集要項と一体のものとする。なお、本募集要項と実施方針、質疑回答書及び意見回答書に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

2 募集要項の目的

本事業については、事業者のノウハウを活用するため、PFI法に基づいた特定事業として整備を行うこととしており、本募集要項は、PFI法に基づく事業者を選定することを目的としたものである。

3 対象事業の概要

対象事業の概要は、次のとおりとする。

(1) 事業名

(仮称)生涯学習センター整備等事業

(2) 対象となる公共施設の種類

ア 名称

(仮称)杉戸町生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)

イ 建設計画地

杉戸町大字大島字沼地内

(3) 公共施設等の管理者等

杉戸町長 小川 伊七

(4) 事業目的

本事業は、第4次杉戸町総合振興計画の中で位置づけられた「生涯学習活動の拠点施設として図書館本館機能を兼ね備えた」生涯学習センターの整備を図るものである。

(5) 事業内容

下記の部門から構成される生涯学習センターの整備・運営維持管理を実施する。

ア 総合共通部門

イ 資料・情報部門

ウ 学習・創造活動を支援する部門

エ 管理・運営部門

また、付帯事業として隣接する運動広場の運営維持管理業務も実施する。

(6) 事業に必要とされる関連法令等

事業者は、本事業の実施にあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

関連する法令等は、次のとおりである。

ア 社会教育法

- イ 図書館法
- ウ 都市計画法
- エ 建築基準法
- オ 消防法
- カ 下水道法
- キ 水道法
- ク 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ケ その他関係法令等

(7) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、新たに生涯学習センターの設計、施工、運営維持管理業務及び付帯事業を遂行することを事業の範囲とする。

また、具体的な事業範囲は次の業務を含むものとする。

なお、資料・情報部門（図書館本館機能）の運営維持管理業務、図書館情報システム及び図書館情報ネットワークの設計・構築・運営維持管理業務については、町が自ら実施する。

ア 生涯学習センターの建設及びその関連業務

- (ア) 工事監理
- (イ) 施設の設計及びその関連業務
- (ウ) 施設の土木・建築工事及びその関連業務
- (エ) 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務

イ 生涯学習センターの運営維持管理業務

- (ア) 施設の運営維持管理業務
- (イ) 施設及び敷地内の清掃業務
- (ウ) 施設及び敷地内の警備業務

ウ 付帯事業

運動広場の運営維持管理業務

(8) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュール内容は、次のとおりである。

- ア 実施方針に関する質問回答、意見招請 平成14年8月

イ	特定事業の選定の公表	平成 14 年 9 月
ウ	プロポーザルの公告	平成 14 年 9 月
エ	事業者の決定	平成 15 年 3 月
オ	事業者と仮契約締結	平成 15 年 5 月
カ	事業者と本契約締結	平成 15 年 7 月
キ	施設建設完了（性能確認済）	平成 17 年 10 月
ク	供用開始（平成 17 年度開館）	平成 18 年 3 月
ケ	事業終了	平成 38 年 3 月

（ 9 ）事業方式

生涯学習センターの施設特性や事業範囲等の観点から、BT0 方式（Build, Transfer and Operate：事業者が施設を建設し、竣工後速やかに町に所有権を移転し、事業期間中、運営維持管理業務を遂行する方式）を事業手法として整備を行う。

4 事業者の募集及び選定等

(1) 募集及び選定スケジュール

本事業は、事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、技術的観点から町が要求する性能要件を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定する。

募集及び選定のスケジュールは、次のとおり設定する。

平成 14 年 8 月	実施方針に関する質問回答、意見招請
平成 14 年 9 月	特定事業の選定の公表
平成 14 年 9 月	プロポーザルの公告
平成 14 年 9 月	募集要項の配布
平成 14 年 9 月	募集要項の説明会
平成 14 年 10 月	募集要項に関する質問の受付・回答
平成 14 年 10 月	応募事業者からの参加表明
平成 14 年 11 月	資格審査
平成 14 年 12 月	提案書の提出
平成 15 年 3 月	事業者の決定
平成 15 年 5 月	事業者と仮契約締結
平成 15 年 7 月	事業者と本契約締結

(2) 説明会の開催

本募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。説明会への参加希望者は、平成 14 年 9 月 18 日（水）～9 月 24 日（火）に企業名及び参加人数（現地視察時町有バス搭乗希望者は氏名・年齢も記入のこと）を電子メール（(4) 事務局に記載）により連絡すること。書式は自由とする。なお、参加者数によっては、一企業からの参加者数の調整を行うことがある。

ア 日 時

平成 14 年 9 月 26 日（木）14 時 00 分から

イ 場 所

杉戸町役場 第 1 庁舎 3 階会議室（説明会終了後、現地視察を予定）

(3) 応募手続き

ア 質問受付

本募集要項等に記載している内容に対する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 平成 14 年 9 月 30 日 (月) ~ 平成 14 年 10 月 4 日 (金)

(イ) 提出方法

質問書 (様式 1) に記入のうえ、杉戸町教育委員会生涯学習施設建設準備室へ電子メール ((4) 事務局に記載) により提出すること。

イ 質問回答

質問内容及び回答は、平成 14 年 10 月 22 日 (火) に杉戸町のホームページに公表する。また、杉戸町教育委員会生涯学習施設建設準備室及び町内各公民館 (中央・南・東・泉・西) において、紙ベースにより公表する。

町ホームページ <http://www.town.sugito.saitama.jp>

ウ 資格審査の実施

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり提出し、参加資格の審査を受けることを要する。

(ア) 受付日時 平成 14 年 11 月 1 日 (金)

午前 9 時 ~ 正午、午後 1 時 ~ 午後 5 時

(イ) 提出方法 提出様式により、杉戸町教育委員会生涯学習施設建設準備室へ持参により提出すること。

エ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果通知書を、参加資格審査申請を行った応募者 (グループの場合は代表企業) に対して、平成 14 年 11 月 20 日 (水) までに送付する。

オ 応募を辞退する場合

参加表明以降、応募者が応募 (提案書の提出) を辞退する場合は、提案辞退届 (様式 6) を平成 14 年 12 月 26 日 (木) までに杉戸町教育委員会生涯学習施設建設準備室 ((4) 事務局に記載) あてに提出すること。

カ 提案書の受付

参加資格審査の結果、合格した応募者は、提案書類を次により提出すること。

なお、提案書類の作成については、「8 提出書類・作成要領」に従うこと。

(ア) 提出期限 平成 14 年 12 月 26 日 (木)

(イ) 提出方法 提出様式により、杉戸町教育委員会生涯学習施設建設準備室へ郵送もしくは持参により提出すること。

(4) 事務局(応募に係る連絡先)と協力者

事業者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

杉戸町教育委員会 生涯学習施設建設準備室

所在地 〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29

電話 0480-33-1111(代) 内線 384

0480-33-4056(直通)

F A X 0480-33-1118

ホームページ <http://www.town.sugito.saitama.jp>

電子メール shogai@town.sugito.saitama.jp

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者をおくこととする。

株式会社日本総合研究所

〒102-0082 東京都千代田区一番町 16 番

(5) 参加資格要件

ア 参加者の構成等

本プロポーザルに参加する事業者(以下「応募者」という。)は、次のとおりとする。

(ア) 応募者は一企業あるいは複数の企業グループとすることができるものとする。但し、グループで応募しようとする場合は、あらかじめグループの代表企業(以下「代表企業」という。)を定め、グループを構成する企業(以下、「構成企業」という。)の全ての代表者印を押印した「参加表明書」を提出し、代表企業名で提案書を提出する。

(イ) 応募者には、施設を設計する企業(以下「設計企業」という。) 施設を建設する企業(以下「建設企業」という。)を少なくとも各一社含むものとする。但し、設計企業および建設企業を一企業が兼ねることも、複数の企業のグループとすることもできる。

(ウ) 参加表明書の提出により参加の意志を表明した応募者の構成企業の変更は認めない。ただし、代表企業以外の構成企業の変更について、やむを得ない事情が生じた場合、町と協議を行う。

(エ) 一応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

イ 応募者の参加資格要件

応募者は下の要件を満たす必要がある。

(ア) 基本的な資格要件

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないものであること。

杉戸町指名競争入札参加資格者名簿に登録している者が 1 社以上グループの中に存在し、かつ、構成企業が 1 社でも指名停止期間中でないこと。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木建築一式工事及び機械器具設置工事につき特定建設業の許可を得ている者がグループの中に存在すること。

下記の各法律の各規定による各申立てがなされていないものであること。

- 1) 商法第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告
- 2) 破産法第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
- 3) 旧和議法第 12 条の規定による和議開始の申立て
- 4) 会社更生法第 30 条の規定による更生手続開始の申立て
- 5) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

ただし、上記の 4) 及び 5) に該当する者については、会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている場合、もしくは民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている場合、手続開始の決定後、参加資格が付与される。

(イ) 経営状況

応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果通知書（資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの）にもとづく土木建築工事業に係る建設業の許可を受けたもののうち、総合評点が 1000 点以上の者がグループの中に存在すること。

また、最近 2 年間、構成企業が 1 社でも、本店所在地において次の税の滞納をしていないこと。

- ・ 国税；法人税、消費税
- ・ 県税；法人事業税
- ・ 市町村税；法人市町村民税、固定資産税

(ウ) 生涯学習センターの施設整備及び提案技術に関する実績

応募者は、過去 10 年間に次の事業実績を有するものであること。

- ・ 図書館の設計又は、施工の実績
- ・ 多目的ホール（収容規模 300 人以上）の設計又は、施工の実績

(エ) その他の参加不適格者

- ・ 本事業の業務に携わっている者（コンサルタント業務等、本事業では株式会社日本総合研究所が該当）
- ・ 選定委員会の委員本人及び委員が属する企業及びその関係会社

(オ) 資格確認基準日

資格確認基準日は、平成 14 年 11 月 1 日を予定。(ただし、資格確認以後においても、応募者が基本的な資格要件を満たせなくなった場合は、その事実が判明した時点で参加資格は喪失するものとする。)

ウ 応募に関する留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、本募集要項及び別添資料の記載内容・条件を承諾したものとみなす。

(イ) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(ウ) 提出書類の取扱い・著作権

著作権

選定された提出書類の著作権は町に帰属されるが、提案者は町と協議の上、提出書類を展示・複製できることとする。

また、選定されなかった提出書類の著作権は、それぞれの提案者(グループを含む)に帰属されるが、審査結果の公開のために町が一部公表することができる。

特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等(以下「特許権等」という。)の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

町からの提示資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

一 応募者は、複数の提案を行うことはできない。

オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

カ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

5 提案の審査

(1) 選定委員会の設置

提案書の審査に際しては、識見を有する者及び町職員で構成する選定委員会「(仮称)生涯学習センター整備に係る民間事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査を行う。選定委員会における選定委員は次のとおりである。

委員長	立命館大学講師	菊地 信一
副委員長	杉戸町教育委員会教育長	内田 弘之
委員	東京芸術大学助教授	桂 英史
委員	埼玉大学非常勤講師	原 早苗
委員	(社)日本図書館協会総務部長	松岡 要
委員	杉戸町文化団体連盟会長	渡邊 富美夫
委員	杉戸町助役	布藤 純一郎
委員	杉戸町総務財政調整幹	関口 博司
委員	杉戸町建設経済調整幹	井上 清一
委員	杉戸町生涯学習施設建設準備室主幹	立花 浩美

(2) 審査・選定手順

審査・選定の手順としては、事業者選定基準書(別添資料1)に従って、選定委員会にて提案の審査を行う。審査は、資格審査と提案審査に分けて実施し、最終的な事業者の選定は、事業者選定基準書に基づき、コスト面からの定量的評価、並びに運営・サービス水準面等からの定性的評価を行い、最も優れたものを選定することとする。

ただし、選定委員会において、優先交渉権者を選定・公表するまでの間において、応募者が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、または、指名停止措置を受けた場合には選定しないこととする。

ア 審査項目

審査項目は以下のとおりである。(詳細は事業者選定基準書を参照のこと。)

(ア) 参加資格審査

基本的な資格要件

経営状況

生涯学習センターの施設整備及び提案技術に関する実績

(イ) 提案審査

価格審査

提案基礎審査

総合審査

イ 審査・選定結果の公表

町は、選定委員会における審査・選定の結果を取りまとめて、町のホームページ等により公表する。なお、審査・選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないことと、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできないこととする。

6 提示条件

(1) 事業フレーム

事業者は、本事業における生涯学習センターの建設、運営維持管理を行うことを目的としたSPC（特別目的会社）を設立し、生涯学習センターの設置、運営を行う。

町はPFI事業の範囲として位置づけられた生涯学習センターの建設、運営維持管理に関する費用を契約に基づきSPCに支払う。

SPCは施設整備後に所有権を町に移転し、町は施設の買い取り費用を割賦方式によりSPCに支払うものとし、利用者からの施設の利用料は町の収入とする。

(2) 費用の支払条件等

契約に基づき、SPCが実施する事業の対価として、SPCに対し以下の費用を支払う。なお、支払方法・額の算出方法の詳細については、契約書に定める。

ア 設計及び建設に要する費用

町は、設計及び建設に要する費用を元金とし、以下に基づき、これに割賦金利を上乗せした総支払額（以下、「割賦代金」という。）を事業者に支払う。

(ア) 割賦代金の支払いは、平成18年6月を初回として、以後平成38年3月まで、年4回（6月、9月、12月、3月）に分けて支払う。

(イ) 割賦代金は元利均等払とする。

(ウ) 割賦金利は5年ごとの変動とし、金利水準は、全国銀行協会が公表する日本円TIBOR（Tokyo Interbank Offered Rate）を5年でスワップして得られる円の固定金利を基準金利として、事業者の提案に基づくスプレッドを上乗せしたものとする。

(エ) 割賦金利の基準日は、平成18年5月31日を初回として、以後平成23年5月31日、平成28年5月31日、平成33年5月31日とする。これらの日が全国銀行協会の休業日に該当する場合は、直前の営業日を基準日とする。

(オ) 割賦代金の元金に相当する費用は、次のとおりとする。

- ・SPCの設立業務に要する費用
- ・各種申請業務、設置事前協議業務に要する費用
- ・工事監理業務に要する費用
- ・設計及びその関連業務に要する費用
- ・土木・建築工事及びその関連業務に要する費用
- ・機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務に要する費用
- ・町への施設等所有権移転業務に要する費用
- ・その他開館までの業務に要する費用

イ 運営維持管理に要する費用

町は、運営維持管理に要する費用を以下のとおり S P C に支払う。

(ア) S P C は、平成 18 年 3 月を初回として、以後平成 38 年 3 月まで、業務完了届を年 4 回(6 月、9 月、12 月、3 月)町に提出し、町の履行確認を受ける。

(イ) S P C は、履行確認完了後、速やかに町に請求書を送付し、町は、S P C から請求書を受け取った後、契約書に定める月に支払を行う。

(ウ) 運営維持管理費には以下の費用を含むものとし、本事業の供用期間中に必要な費用は、運営維持管理費で全て賄うものとする。

- ・ S P C の運営業務に要する費用
- ・ 学習・創造活動を支援する部門の運営業務に要する費用
- ・ 生涯学習センターの維持管理業務に要する費用(大規模修繕を除く)
- ・ 生涯学習センター及び敷地内の清掃業務に要する費用
- ・ 生涯学習センター及び敷地内の警備業務に要する費用
- ・ 運動広場の運営維持管理業務に要する費用

(エ) 町は S P C の運営維持管理のモニタリングを行い、その結果に応じて、S P C への支払いを変更できるものとする。

(オ) 運営維持管理費は、毎年 1 回物価変動を勘案して改定を行う。

(3) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

町は S P C から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、S P C が町に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とする。

S P C が債権を譲渡する場合には、事前に町の承諾を得ること。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

S P C が町に対して有する債権に対し質権を設定する場合、及びこれを担保提供する場合には、事前に町の承諾を得ること。(町の事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合は承諾しない。)

(4) 設計・建設

要求水準書(別添資料 2)に示す条件及び以下に従い、本事業に必要な全ての施設の設計・建設を行う。

ア 設計時

S P C は、町に対して月 1 回、状況の報告を行う。

イ 各種申請時

S P Cは、必要な施設については建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）に基づく建築確認申請書類等を作成し、建築確認申請を行うとともに、町に事前説明及び事後報告を行う。また、その他法令に基づく許認可、届け出等が発生する場合には町に事前説明及び事後報告を行い、打ち合わせ記録、申請結果等を提出するものとする。

また、S P Cは、申請が受理された段階で、次の図書を町に提出する。

- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ 設備計画図
- ・ 透視図
- ・ 工事内訳書
- ・ 官公庁打合せ記録

工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。

ウ 施工時

S P Cは、建設業法等に規定される工事監理者を設置して工事監理を行い、町に月 1 回、工事監理者から報告書を提出させ、工事現場での施工状況の説明を行わせる。

エ 工事完了時

S P Cは、施工記録を整理し、次の図書を町に提出して、現場で町の確認を受ける。なお、平成 17 年 10 月 1 日の工事完了を遵守するものとし、法令に基づく完了検査・届け出等のスケジュールを踏まえて、余裕を持った計画により、町の確認を受けるものとする。

- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ 設備図
- ・ 検査書

オ モニタリング

町は、設計及び施工時に、書面及び現地調査により、提供されるサービスの水準を確認する。なお、工事完了後に要求水準を満たしているかどうか検査を行い、要求水準書の内容が確保できていないことが発見された場合、早急に改善を行うものとし、改善が完了するまで町は施設の引き渡しを受けないものとする。

(5) 運営維持管理

要求水準書に示す条件及び以下に従い、本事業に必要な全ての運営維持管理を行う。

ア 運営維持管理計画

毎年度事業年度の開始までに、1年間の事業の概要を記載した年度毎の運営維持管理計画を作成し、町に提出するものとする。記載内容については、供用開始までに町とSPCで協議して決定するものとする。

イ 施設の更新、修繕、増築等

SPCが大規模な施設の更新、修繕、及び施設の増築等が必要と判断した場合は、速やかに町へ報告し、協議を行うものとする。

ウ モニタリング

町は、施設供用期間中、書面及び現地調査により、提供されるサービスの水準を確認する。モニタリングにより要求水準書の内容が確保できていないことが発見された場合、早急に改善を行うものとし、改善が見られない場合、または供用の中断その他本事業の実施に重大な影響を与えた場合、支払いを減額できるものとする。なお、モニタリング方法及び運営維持管理委託費の減額等については、契約書に定める。

(6) 業務の委託等

ア 構成企業への委託等

SPCが本事業の業務の全部または一部を、構成企業に委託し、または請け負わせる場合は、事前に町に通知すること及び町の承諾を得ることを要しない。構成企業が当該業務の一部を、他の構成企業に委託し、または請け負わせる場合も同様とする。

イ 協力会社への委託等

SPCもしくは構成企業が本事業の業務の一部を、協力会社に委託し、または請け負わせる場合は、事前に町の承諾を得なければならない。SPCもしくは構

成企業から業務を委託され、または請け負った協力会社が、当該業務の一部をさらに別の協力会社に委託し、または請け負わせる場合も同様とする。

(7) 土地の使用等

S P C は建設及び運営維持管理に必要な範囲において、土地を無償で使用することができる。

(8) S P C の事業契約上の地位

町の事前の承諾がある場合を除き、S P C は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(9) S P C の設立

ア S P C の目的

事業者は、町と契約を締結するまでに本事業を行うためのS P C を設立する。本事業に関する契約は、町とこのS P C 等の間で締結する。このS P C は、本事業を実施するために設立された、商法（明治 32 年法律第 48 号）上の株式会社とし、本事業以外の業務は行わないものとする。ただし、S P C の所在地が杉戸町内であるかどうかを問わないものとする。

イ S P C の資金調達

S P C の資金調達は、応募者が適切と考えるものを提案し、この提案内容に基づき資金を調達する。S P C の株式には、町の事前承諾を得ることによってS P C に融資する金融機関等のために担保権を設定することができるものとする。

ウ S P C への出資者

複数の企業等のグループで応募する場合は、グループ構成企業が主体となって、S P C への出資を行う。構成企業全員の出資は要しないが、代表企業は必ずS P C への出資を行うものとする。また、構成企業として申請した者の合計持ち株の比率は 50% を超えることを条件とし、構成企業以外の者がS P C に出資することは可能とする。

エ S P C の株式の譲渡

S P C の株式は、事業運営開始後 5 年間は譲渡できないものとする。ただし、事業運営開始後 5 年以内であっても、構成企業として申請した者の合計持ち株の比率が 50% を超えることを条件とし、町の事前承諾を得た場合は譲渡できるものとする。事業運営開始後 5 年が経過したのち、町の事前承諾を得た場合は譲渡

できるものとする。

(10) 町とSPCの責任分担

町と事業者の責任分担は、募集要項、契約書その他の本事業の規定によるものとし、事業者が実施する設計・建設・運営維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。なお、建設期間中の損害保険や供用期間中の損害保険、賠償責任保険等の保険は必要に応じて付保するものとする。

(11) 契約保証金

応募者の構成企業が過去 2 年間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と次の事業実績にかかる契約を 2 回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

- ・図書館の設計又は、施工の実績
- ・多目的ホール（収容規模 300 人以上）の設計又は、施工の実績

(12) 日本政策投資銀行の融資等の取扱い

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、町は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

ただし、当該融資制度の趣旨は、事業者の提案喚起及び本事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

なお、無利子融資制度については、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である。

(13) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案内容及び契約書等に従い、誠実に業務を遂行し、誠意をもって責任を履行する。

(14) グループ構成企業の役割

グループ構成企業は、グループ内で各自が担うべき業務を明確にしたうえで、各業務を遂行する。なお、代表企業は町との契約等諸手続を行うものとする。

7 提出書類・作成要領

(1) 提出書類

提出書類は、以下のとおりであり、様式集（別添資料3）に基づく。

ア 質問受付

質問を提出する場合は、質問書（様式1）を提出すること。

イ 参加表明、参加資格審査申請時の提出書類

参加表明及び参加資格審査申請時に、次の書類を一括して各1部提出すること。

（ア）参加表明書（様式2）

（イ）グループ構成表（様式3）

（ウ）参加資格審査申請書（様式4）

（エ）実績確認資料（様式5）

（オ）参加資格が確認できる書類

一級建築士事務所の登録を行っていることが確認できる書類の写し

土木・建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることが確認できる書類の写し

機械器具設置工事につき特定建設業の許可を受けていることが確認できる書類の写し

建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の審査結果通知の写し

最近2年間に本店所在地において下記の税を納税していることが確認できる書類

・ 国税；法人税、消費税

・ 県税；法人事業税

・ 市町村税；法人市町村民税、固定資産税

ウ 提案辞退時の提出書類

提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式6）を提出すること。

エ 提案時の提出書類

提案時の提出書類は次の5種類であり、(2)の作成要領に従い作成する。書類を提出するときには、(イ)～(エ)に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、
< >内に示す部数を提出すること。

(ア) 提案提出書	< 1部 >
提案提出書	(様式7)
提出書類一覧書	(様式8)
(イ) 事業全体に関する提案資料	< 20部 >
提案書表紙	(様式9)
提案概要説明書	(様式10)
(ウ) 事業遂行能力及び資金計画に関する提案資料	< 20部 >
提案書表紙	(様式9)
町の支払い総額	(様式11)
費用等積算表	(様式12)
資金計画表	(様式13)
長期収支計画表	(様式14)
事業の確実性、安全性に関する説明書	(様式15)
金融機関等の関心表明書	
(エ) 事業提案に関する提案資料	< 20部 >
提案書表紙	(様式9)
設計説明書	(様式16 - 1 ~ 3)
・土地利用計画	(様式16 - 1)
・施設計画	(様式16 - 2)
・部門別施設概要説明書	(様式16 - 3)
運營業務説明書	(様式17 - 1 ~ 2)
・生涯学習センターの運營業務	(様式17 - 1)
・運動広場の運營業務	(様式17 - 2)
維持管理業務説明書	(様式18 - 1 ~ 5)
・建物維持管理業務	(様式18 - 1)
・設備維持管理業務	(様式18 - 2)
・施設の清掃業務	(様式18 - 3)
・施設の警備業務	(様式18 - 4)
・運動広場の維持管理業務	(様式18 - 5)
施工計画等	
・供用開始までのスケジュール表	(様式19)
・施工の方針	(様式20)
その他の取り組みに関する提案	(様式21)

(2) 提案時提出書類の作成要領

提案時は、提出書類の様式集に従い、以下の要領で作成するものとする。

ア 一般的事項

- ・提出書類の分冊ごとに、各ページの下中央に通し番号をふるとともに、様式ごとの提出枚数・頁を記入する。また、右下の欄に町より送付された参加資格審査結果通知書に記載されている番号を記入し、住所、会社名、氏名等は表示しない（提案提出書（様式7）を除く）。
- ・言語は日本語とし、全て横書きとする。
- ・図面はJISの建築製図通則に従う。
- ・提案書提出時には、各提出書類の指定部数に加え、提出の指定のある様式については、Microsoft社のWordまたはExcelを使用して作成し、3.5インチフロッピーディスク又はCD-Rに保存し提出すること。
- ・審査に当たっては、優先交渉権者決定基準に従い提案資料を審査するため、各様式には審査項目に対応した提案を記入すること。なお、審査項目に対応した様式に記入がない場合は、他の様式に記入があっても審査対象とならないこともあることに留意して、各様式を作成すること。
- ・各様式とも、各様式に記載の枚数以内で提出資料を作成すること。
- ・指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、該当する様式と関連する部分の提案は全て無効とするとともに、得点はゼロとみなすものとする。

イ 事業全体に関する提案資料

- ・様式9の提案書表紙及び様式10を作成する。提案書表紙を付け、A4縦長綴じにより20部提出する。

ウ 事業遂行能力及び資金計画に関する提案資料

- ・様式9の提案書表紙及び様式11～15を作成する。提案書表紙を付け、A4縦長（一部A3横長折り込み）綴じにより20部提出する。

エ 事業提案に関する提案資料

- ・様式9の提案書表紙及び様式16～20を作成する。提案書表紙を付け、A4縦長（一部A3横長折り込み）綴じにより20部提出する。
- ・添付図面及び様式中の図面の縮尺は適宜とするが、寸法又は縮尺が分かる標記をすること。

8 契約に関する事項

(1) 契約の枠組み

ア 対象者

優先交渉権者が設立する特別目的会社（SPC）

イ 締結時期

仮契約 平成 15 年 5 月（予定）

本契約 平成 15 年 7 月（予定）

ウ 契約の概要

本募集要項、提案内容及び契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定める。

エ その他

事業契約の締結においては、PFI法第 9 条の規定に基づき、杉戸町議会の議決を要する。なお、議会の議決までの間に、優先交渉権者が地方自治法第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加資格の制限、または町の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないことがあるものとする。

(2) 契約手続き

町は、本募集要項に添付する契約条件規定書（別添資料 4）に基づき、優先交渉権者と速やかに契約交渉及び契約締結の手続きを行う。優先交渉権者は、平成 15 年 5 月中を目途に SPC を設立し、町と SPC の間で仮契約を締結する。仮契約は、杉戸町議会の議決を得た場合に正式の本契約となる。

契約交渉段階において優先交渉権者が（1）のエに定める制限または処分を受けた場合、もしくは契約交渉の結果、町と選定された優先交渉権者との間で契約締結に関する合意がなされなかった場合、町はプロポーザルの総合評価において次点を獲得した応募者に優先交渉権を付与し、速やかに契約交渉及び契約締結の手続きを行うこととする。

なお、町と次点を獲得した応募者との間で同様の事態が発生した場合は、同様に優先交渉権を順次繰り上げるものとする。

9 公表資料一覧

公表資料は下記のとおりである。募集要項及び別添資料は、杉戸町のホームページに公表する。また、参考資料を含む全ての資料は、杉戸町教育委員会生涯学習施設建設準備室及び町内各公民館（中央・南・東・泉・西）において、紙ベースにより公表する。

(1) 募集要項

(2) 別添資料

- 別添資料 1 事業者選定基準書
 - 別紙 1 - 1 資格審査項目
 - 別紙 1 - 2 提案審査項目
- 別添資料 2 要求水準書
 - 別紙 2 - 1 (仮称)生涯学習センター運営業務仕様書
 - 別紙 2 - 2 窓口業務仕様書
 - 別紙 2 - 3 業務従事者のサービス仕様書
- 別添資料 3 提出書類の様式集
- 別添資料 4 契約条件規定書
 - 別紙 4 - 1 不可抗力及び法令変更による費用分担規定
 - 別紙 4 - 2 サービスの提供に対する対価の算出方法
 - 別紙 4 - 3 モニタリング方法
 - 別紙 4 - 4 出資者保証書
 - 別紙 4 - 5 業務報告書の概要

(3) 参考資料

- 参考資料 1 (仮称)生涯学習センター整備基本方針
- 参考資料 2 (仮称)杉戸町生涯学習センター建設基本計画
- 参考資料 3 杉戸町都市計画図
- 参考資料 4 (仮称)杉戸町国体記念運動広場計画図
- 参考資料 5 地質調査位置案内図
- 参考資料 6 地質調査位置図
- 参考資料 7 ボーリング柱状図
- 参考資料 8 用地実測図
- 参考資料 9 道路計画図(町道 268 号線)

以上